

令和 6 年 6 月 22 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01367

研究課題名(和文) 企業間取引(組織型契約)に関する契約法理論の構築

研究課題名(英文) Interdisciplinary Analysis of Contracts Between Business Firms

研究代表者

吉政 知広(Yoshimasa, Tomohiro)

京都大学・公共政策連携研究部・教授

研究者番号：70378511

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題では、企業間の契約、とりわけ両当事者が互いのノウハウ、情報等を持ち寄って事業を行なう契約類型を「組織型契約」として把握し、「組織型契約」にどのような法的規律が妥当するのか解明を試みた。中心的な検討課題として位置づけた、契約の解釈(内容確定)方法に関する準則・指針の提示、契約の解消が認められる要件論の提示という課題に関する研究成果を公表したほか、企業間の契約に関するその他の各論的な諸問題についても研究成果を得た。さらに、本研究課題の採択後に深刻化した新型コロナウイルス感染症の拡大が契約関係にどのような影響を及ぼすのかという問題についても、本研究課題の成果を踏まえた分析を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

今日の社会では企業間の取引が圧倒的な重要性をもっているが、企業が当事者となり、そのノウハウ等を持ち寄って事業を行なう「組織型契約」に着目すると、従来の契約法理論は十分な規律を提示しえていない。そこで、本研究課題では、経済学・経営学の知見のほか、経済分析が盛んなアメリカの契約法理論を参照するという、学際的、分野横断的なアプローチを採用し、「組織型契約」の解釈のための指針、および、長期間にわたる「組織型契約」の解消が認められる要件論の提示を提示し、従来の議論の進展に寄与した。さらに、コロナ禍が契約関係に及ぼす影響についても、本研究課題によって得られた知見を踏まえ、国内外に積極的な発信を行った。

研究成果の概要(英文)：This research project explores legal rules governing contracts concluded between business firms from an interdisciplinary perspective. Based on comparative and multidisciplinary analysis, this research proposed guidelines for the interpretation of contracts between business firms and the legal rules governing the termination of long-term business contracts. There are also other specific issues regarding business contracts that were investigated based on this KAKENHI funding. Furthermore, it also explored how the outbreak of COVID-19 affected contractual relationships between business enterprises.

研究分野：民法法学

キーワード：民法法学 契約法 組織型契約

## 1. 研究開始当初の背景

今日の取引社会においては、企業間の取引が大きなウェイトを占めている。企業間で締結される契約には様々なものがあるが、当事者である企業が互いのノウハウ、情報等を持ち寄って事業等を行なう「組織型契約」に着目すると、従来の契約法理論は次の点において不十分であると指摘できる。

第1に、契約をめぐる紛争の解決にあたっては、当事者が締結した契約の解釈(契約内容の確定)が決定的に重要な意味をもっている。この問題に関して、従来の契約法理論(法律行為の解釈論)は、ある表示行為の意味を確定するにあたって、表示の客観的な意味を基準とするべきか、それとも、当事者の意思を基準にするべきかといった問題を論じてきた。しかし、当事者がノウハウ、情報等を持ち寄る「組織型契約」においては、当事者が有する情報等をどこまで相手方に開示する必要があるのか、また、どのような範囲において秘密保持義務を負うのかといった問題も重要な意味をもつ。このような問題に関する契約の解釈準則を提示するには、当事者である企業がどのような目的をもって契約を締結しているのか、「組織型契約」の経済的機能に着目した分析が必要である。

第2に、1980年代頃から、継続的な契約関係の解消という問題が実務および学界の注目を集め、契約関係の解消がどのような要件の下で認められるのか、裁判例の動向の分析が進められてきた。もっとも、実際の裁判例を検討すると、「やむを得ない事由」などの要件を課して契約関係の解消を制限するものがある一方で、近時は、そのような制限を課すことなく解消を固定する裁判例も存在しており、錯綜する裁判例の動向を把握するための理論枠組みはいまだ提示されていない。フランチャイズ契約や特約店・代理店契約など、継続的な契約関係の解消が問題となる契約の多くは「組織型契約」と位置づけられるものであり、その解消が認められる要件論を解明するためにも、「組織型契約」の経済的機能に着目した分析が必要だと考えられる。

## 2. 研究の目的

以上のような問題状況を踏まえて、本研究課題では、「組織型契約」の経済的機能を踏まえると、当該契約類型にどのような法的規律が要請されるのかを解明することを試みた。より具体的には、「組織型契約」の解釈・内容確定に関してどのような準則・指針が妥当するのか、「組織型契約」の解消はどのような要件の下で認められるのか、さらに、「組織型契約」の締結過程においてどのような法的規律が妥当するのかという3つの問題を中心的な検討課題と位置づけて、これらの課題を解明することを目的とした研究を遂行したほか、「組織型契約」にかかわるその他の諸問題についても検討・分析を進めた。

上記1に記載したとおり、従来の契約法理論が「組織型契約」に関して適切な規律を提示しえなかった理由は、「組織型契約」の経済的機能に関する分析が十分でなかったと考えられる。そこで、本研究課題では、「組織型契約」の経済的機能を解明するべく、経済学、経営学において「組織型契約」に関してどのような研究成果が示されているのかを調査し、その知見を摂取・分析した上で、法的な規律への示唆を導き出すことを目指した。

## 3. 研究の方法

(1)上記の目的を達成するために、本研究課題では、研究・分析の手法と、進行手順に関して、次のような方法を採用した。

(2)研究・分析の手法に関しては、「組織型契約」の経済的機能を分析するために、経済学、経営学の知見を参照するという、学際的、分野横断的なアプローチを採用した。経済学、経営学の知見の中でも、とりわけ、取引費用論(transaction cost economics)とケイパビリティ論(capabilities perspective)の知見の分析に重きを置いた。これらの理論は、経済活動を行なう企業が、必要な財・サービスを組織内で調達するのか、それとも市場において契約を通じて調達するのか("make or buy decision")をどのような観点から決定しているのかという問題を分析するものであり、組織と市場の中間に位置づけられる「組織型契約」の機能を理解する上で有意義だと考えられるからである。

さらに、契約(法律行為)の解釈方法論に関する従来の日本の研究の多くが、ドイツとフランスの学説を分析の対象としてきたのに対して、学際的なアプローチを試みる本研究課題では、経済学の知見を活用した分析が盛んなアメリカの契約法理論についても分析を行なった。

(3)研究の進行手順に関しては、経済学、経営学の知見のほか、アメリカの契約法理論を分析・摂取し、その成果を踏まえて「組織型契約」の基礎理論を構築するという、理論的・基礎的な研究と、「組織型契約」をめぐる諸々の法的紛争、裁判例を分析し、それらに関する具体的な解決指針や解釈論を提示するという、各論的な研究を並行して進行する手順を採用した。

## 4. 研究成果

(1)上記3に記載した手法と手順を採用して研究を実施した結果、下記の研究成果を得た。

(2)上記3(3)の理論的・基礎的な研究成果としては、第1に、企業間で締結される契

約の解釈方法に関するものがある。本研究課題では、アメリカ契約法理論の分析を通じて、「組織型契約」を含む企業間の契約の解釈にあたっては、契約を締結した当事者が問題となっている契約（条項）に関してどのような解釈方法を望んでいたのか、すなわち、契約書の文言など限られた事情を基礎とする解釈（形式主義的な解釈方法）を望んでいたのか、それとも、慣習や当事者の交渉の経緯など諸般の事情を基礎とする解釈（実質主義的な解釈方法）を望んでいたのかを探求されるべきことを示した。この研究成果をもとに、法制審議会民法（債権関係）部会で委員・幹事を務めた、法学研究者、（元）裁判官、弁護士とともに登壇したシンポジウム（京都大学法学研究科附属法政策共同研究センター合同主催 シンポジウム「契約解釈の理論と実践」〔2023年3月4日〕）において研究報告を行なったほか、専門誌の特集（民商法雑誌 160 巻 1号〔2024年〕）に論文を寄稿した。

第2に、「組織型契約」を含む契約の不履行があった場合における最も基本的な救済手段である「履行の強制」（債権者の履行請求権）に関する法的規律について、網羅的な分析を進めた。その成果として、民法の注釈書において、「履行の強制」に関する日本法の規律の全体像を示した（磯村保編『新注釈民法（8）債権（1）』〔2022年〕における第414条〔履行の強制〕の注釈）。

その他にも、近年、人工知能（AI）を用いたビッグデータの活用が進む中で、法的なルールの「個別化（personalization）」という現象が進行する可能性も指摘されている状況を踏まえ、契約法における「個別化」の意義と限界を分析する萌芽的な研究成果も公表した（法学論叢 193 巻 6号〔2023年〕）。この研究成果も、本研究課題におけるアメリカの契約法理論の分析の成果と位置づけられる。

（3）上記3（3）の各論的な研究の成果としては、第1に、経済学、経営学の知見を活用して、「組織型契約」の解消が認められるべき要件を明らかにする論稿を執筆した（「継続的な契約関係の分析視角 流通に関する契約とその解消に即して」潮見佳男先生追悼論文集『財産法学の現在と未来』〔2024年8月刊行、脱稿済み〕）。日本の裁判例には、「やむを得ない事由」などの要件を課して、継続的な契約関係の解消を制限するものが多く存在するところ、同要件がどのような機能を有しており、どのように正当化されるのかは必ずしも明らかにされていない。従来の研究がもたらした裁判例の整理・分析に従事してきたのに対して、本研究課題では、経済学、経営学の知見、より具体的には、取引費用論、エージェンシー理論、ケイパビリティ論の知見を基礎とした学際的なアプローチを採用した分析を進め、当事者が市場を通じて流通サービスを手・調達する可能性を広げるといった観点から、どのような場合に契約関係の解消が制限、あるいは肯定されるべきであるのかを示した。

第2に、企業法務に携わる大手法律事務所の弁護士、および、会社法学を専門とする研究者との共同研究を踏まえて、企業が締結する会社・株主間契約の内容とその効力について、民法法理論の観点から分析を行なった。会社・株主間契約に関する実務がアメリカの強い影響の下で発展してきたところ、これらの契約の違反があった場合に日本法の下でどのような救済手段が認められるべきなのかという点については、これまで十分な検討がされてこなかった。本研究課題では、会社・株主間契約の違反があった場合に認められる救済手段、とりわけ日本法において、どのような場合に履行の強制が認められるのかを明らかにし、その成果を共同執筆の書籍として刊行した（田中亘・森・濱田松本法律事務所編『会社・株主間契約の実務と理論』〔2021年〕）。

第3に、本研究課題を実施する中で得られた知見を活用して、企業が消費者と締結する契約についても分析を進めた。近年、消費者保護を目的とする種々の立法・法改正が頻繁に行なわれているところ、消費者法分野における立法がどのような形式で行なわれるべきなのか、明確なルールを定め、過剰規制とならないように求める企業と、一般条項的な規律の導入を主張する法学研究者との間で意見が激しく対立することが少なくない。本研究課題では、(i) 法的規律の内容が事前に定められるべきか、それとも事後に定められるべきかという問題、(ii) 法的規律をどれだけ詳細に定めるべきかという問題、(iii) 規範による過剰規制あるいは過少規制の問題という3つの問題があることを示し、それぞれの問題について、立法・法改正にあたってどのような要素が考慮されるべきなのかを明らかにした。この研究成果をもとに、法と経済学会全国大会のシンポジウム（2020年10月3日）において研究報告を行なったほか、共同執筆の書籍を刊行した（丸山絵美子編著『消費者法の作り方 実効性のある法政策を求めて』〔2022年〕）。

（4）さらに、本研究課題の申請時には想定していなかった事態として、2020年に、新型コロナウイルス感染症の拡大が深刻化し、世界中の社会経済活動が大きな影響を受けることになった。コロナ禍は、本研究課題が分析の対象としている企業間の取引にも多大な影響を及ぼし、それに対応するための適切な法的規律のあり方、および、ポスト・コロナ社会における契約法のあり方について分析を深め、国内外に発信をすることが求められる事態となった。本研究課題では、日本の契約法におけるコロナ禍への対応のあり方を分析する論稿（法学教室 486号〔2021年〕）を公表しただけでなく、私法分野におけるヨーロッパの中心的研究機関（Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht, Hamburg）とのシンポジウム（その成果として、Journal of Japanese Law/Zeitschrift für Japanisches Recht 51 (2021)）、アジア諸国の実務家・研究者との共同研究（Normann Witzleb ed., Contract Law in Changing Times: Asian Perspectives on Pacta Sunt Servanda, Routledge, 2023）を実施し、国外への発信も行なった。さらに、コロナ禍を経て、契約法がどのような変貌をみせることになるのか、ポスト・コロナ社会における契約法に関する展望も提示した（法律時報 95 巻 9号〔2023年〕）。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 Tomohiro Yoshimasa	4. 巻 51
2. 論文標題 The Effects of the Corona Crisis on Contractual Obligations under Japanese Law	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Journal of Japanese Law/Zeitschrift für Japanisches Recht	6. 最初と最後の頁 21-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 吉政知広	4. 巻 486
2. 論文標題 新型コロナウイルス感染症の契約関係への影響と契約法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 16 21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tomohiro Yoshimasa	4. 巻 20/20
2. 論文標題 The Effects of the Corona Crisis on Contractual Obligations under Japanese Law	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Max Planck Institute for Comparative and International Private Law Research Paper Series	6. 最初と最後の頁 18-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 吉政知広	4. 巻 95巻9号
2. 論文標題 コロナ禍と契約法 危機への対応と展望	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 10 15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉政知広	4. 巻 193巻6号
2. 論文標題 契約法における任意規定の「個別化」 その意義と限界に関する研究ノート	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 89 107
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 吉政知広	4. 巻 160巻1号
2. 論文標題 契約条項の「不明確さ」と解釈方法をめぐって	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 26 42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件 (うち招待講演 3件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 吉政知広
2. 発表標題 不明確な契約条項の意義と解釈
3. 学会等名 京都大学法学研究科附属法政策共同研究センター合同主催 シンポジウム「契約解釈の理論と実践」 (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 吉政知広
2. 発表標題 債権法改正セミナー 請負契約関係
3. 学会等名 司法研修所 教官セミナー (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 吉政知広
2. 発表標題 コロナ禍の契約関係への影響
3. 学会等名 京都大学大学院法学研究科法政策共同研究センター設立記念シンポジウム「自由の保障と公共の役割 コロナ禍が突き付けた課題」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 吉政知広
2. 発表標題 Governance Innovationの文脈
3. 学会等名 京都大学法学研究科附属法政策共同研究センター研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Tomohiro Yoshimasa
2. 発表標題 The Effects of the Corona Crisis on Contractual Obligations under Japanese Law
3. 学会等名 Reaktionen auf Corona im japanischen und deutschen Recht (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 吉政知広
2. 発表標題 消費者法分野における民事立法の形式：総論的課題
3. 学会等名 法と経済学会(第18回)全国大会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 Tomohiro Yoshimasa	4. 発行年 2023年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 282
3. 書名 Normann Witzleb ed., Contract Law in Changing Times: Asian Perspectives on Pacta Sunt Servanda	

1. 著者名 吉政知広	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 862
3. 書名 磯村保編 新注積民法(8) 債権(1)	

1. 著者名 吉政知広	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 256
3. 書名 丸山絵美子編著 消費者法の作り方 実効性のある法政策を求めて	

1. 著者名 Tomohiro Yoshimasa	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Mohr Siebeck	5. 総ページ数 372
3. 書名 Keizo Yamamoto und Gabriele Koziol (Hrsg.), Das reformierte japanische Schuldrecht: Erläuterungen und Text	

1. 著者名 吉政知広	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 476
3. 書名 田中亘 = 森・濱田松法律事務所編 会社・株主間契約の実務と理論	

1. 著者名 吉政知広	4. 発行年 2024年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 1000
3. 書名 潮見佳男先生追悼論文集（財産法）刊行委員会 財産法学の現在と未来	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関		
ドイツ	MPI fur auslandisches und IPR		